

# 公立学校臨時的任用職員（常勤講師）及び会計年度任用職員（非常勤講師） 募集要項

宮城県教育委員会

公立学校臨時的任用職員（常勤講師）及び会計年度任用職員（以下「非常勤講師」という）を、以下のとおり募集する。

## 1 募集する臨時的教員

### (1) 臨時的任用職員（常勤講師）

任用種別	任用の事由等
産休等臨時任用	職員の産前産後休暇及び育児休業による任用
期限付臨時任用	おおむね1年間の欠員や長期研修又は病気休暇、休職等の事由による任用

### (2) 会計年度任用職員（非常勤講師）

任用種別	任用の事由等
通年非常勤講師	初任者研修、少人数学級実施等による1年間を通じた任用
病休等代替非常勤講師	職員の病気休暇等の事由による任用

## 2 応募資格（次の各号のすべてに該当する者）

(1) 応募する種別の有効な教育職員普通免許状を所有している者、又は取得見込みの者。

応募種別	免許状
小学校・中学校・高等学校	専修、一種又は二種（二種は、小・中学校に限る）
特別支援学校	小・中・高等学校いずれかの校種の専修、一種又は二種（二種は、小・中学校に限る）のみでも可であるが、加えて特別支援学校を持っていることが望ましい。
養護教諭、栄養教諭	専修、一種又は二種

(2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者。

(3) 心身共に健康で、職務に専念し、勤務に耐え得る者。

## 3 応募方法

応募は原則「**電子申請**」。

申請は、以下のように行うこと。

種別	申請方法
電子申請	宮城県教育庁教職員課ホームページから直接申請（入力） なお、登録内容の変更はできないので、変更がある場合は再度申請願います。

#### 4 給与その他の勤務条件

宮城県教育委員会が別に定める任用等に関する要綱・取扱要領等による。

※勤務条件等については教職員課ホームページに掲載している。

#### 5 登録及び任用

- (1) 応募書類提出者については、資格条件等を審査した上で志願者名簿に登録する。
- (2) 任用にあたっては、各学校の必要に応じて、小・中学校においては当該校を所管する各教育事務所から、高等学校・特別支援学校においては当該学校長から直接本人あてに連絡があったのち、面接等を行って決定する。
- (3) 履歴書、免許状の写し等、面接時に持参する書類等については、各教育事務所または該当学校長の指示に従うこと。

#### 6 書面申請における応募書類提出先

- (1) 小学校・中学校希望者

宮城県教育庁教職員課小中学校人事班または勤務希望地を所轄する教育事務所学事担当班へ「宮城県公立学校臨時的教員志願票」を郵送又は持参により提出すること。

提出先	郵便番号	所在地	電話番号
宮城県教育庁教職員課小中学校人事班	980-8423	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3632
大河原教育事務所	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3111
仙台教育事務所	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9258
北部教育事務所	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0739
東部教育事務所	986-0850	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1411
気仙沼教育事務所	988-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2572

- (2) 高等学校・特別支援学校希望者

宮城県教育庁教職員課県立学校人事班へ「宮城県公立学校臨時的教員志願票」を郵送又は持参により提出すること。

提出先	郵便番号	所在地	電話番号
宮城県教育庁教職員課県立学校人事班	980-8423	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3633

#### 7 その他

- (1) 登録内容（姓・住所等）に変更が生じた場合には、再度新しい情報で登録すること。
- (2) 年間を通じ随時登録を受け付けているが、通常は新年度当初に多数の講師の任用が見込まれるため、令和5年4月1日から令和6年1月12日（諸事情で多少前後する場合も有り）までに登録済みの者について年度末に登録者名簿を作成し、高等学校、特別支援学校、各教育事務所に配布する。
- (3) 講師登録して新年度当初に任用が無かった者で、年度途中での任用を希望する者は4月初旬に再度登録することが望ましい。